

第5回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月7日(金) 午前9時00分から午前10時10分

2. 開催場所 笠松町役場 4階 大会議室

3. 出席委員(15人)

会長	5番	岩田	壽
副会長	13番	松原	悟
議席	1番	奥村	彰朗
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	後藤	清
議席	4番	安達	純彦
議席	6番	松原	正孝
議席	7番	奥田	正夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	10番	近藤	秀隆
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	14番	森	幸泰
議席	15番	森	茂信

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	伊藤	博臣
書記	奥村	敬宗
書記	亀井	昭宏

5. 議事日程

日程第1 議事録署名者の指名について

日程第2 議案第11号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

日程第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第6 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

6. 会議の概要

議 長	<p>令和3年第5回笠松町農業委員会を開催する旨を述べた。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を3番 後藤委員 11番松原委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2 議案第11号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第11号 朗読】</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を農業委員会にて審議いただくものです。なお、この議案については、令和3年第3回笠松町農業委員会にてご審議いただいている案件であることを説明した。</p>
議 長	<p>事務局から説明等を受け、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定することを諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>続いて日程第3 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第12号 番号1号朗読】</p> <p>令和3年第2回農業委員会でご審議頂いた買受適格者による競売物件の所有権移転の申請であり譲渡人は競売のためなし、申請地は全部で2箇所、延べ1,218㎡です。申請者は今回の所有権移転により、経営面積は3,039㎡に達する旨を説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>

9 番委員	引き続き、農業経営を行って頂けるので問題はない旨を述べた。
議 長	事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議 長	議案第 12 号について、原案のとおり許可することに異議がないか諮った。 (異議なし)
議 長	議案第 12 号については、許可するものとして、続いて報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」事務局へ説明を求める。
事務局	【報告第 1 号 番号 1～5 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号 1 から 5 の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した。
議 長	事務局からの説明を受けて、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議 長	報告第 1 号について、原案のとおりとすることに異議がないか諮った。 (異議なし)
議 長	報告第 1 号は原案のとおりとし、続いて報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第 2 号 番号 1～2 朗読】 番号 1 は駐車場への転用の届出であり、申請地は現状、既に露天駐車場になっており、農地転用の届出が必要であることを理解しておらず、利用状況調査による指摘を受けたことによるもので、申請地の周囲の状況、土砂流出防止の方法と始末書も併せて始末書されている旨説明した。

	<p>番号2は現況の地目に合わせた転用の届出であり、申請地は現状、使われてない空地であること、申請地の周囲の状況、土砂流出防止の方法、また農地転用の届出を失念していたため始末書も併せて提出されている旨説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
13番委員	<p>番号1については始末書が提出されているとおり、現況に合わせた転用届出であり、土砂の流出等は見受けられないので問題ない旨述べた。</p>
6番委員	<p>番号2については始末書が出ているとおり、現況に合わせた転用届出であり、問題はない旨述べた。</p>
議 長	<p>補足ではあるが、四方が囲まれた場所なので近隣の田畑には問題ない旨述べた。</p> <p>事務局、担当地区委員からの説明を受けて、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>報告第2号について、原案のとおりとすることに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>報告第2号は原案のとおりとし、続いて報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【報告第3号 番号1～3 朗読】</p> <p>番号1は一般個人住宅(庭)、番号2は分譲住宅11区画、番号3は露天駐車場への転用の届出あり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施行計画及び排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
11番委員	<p>番号1については現地を確認し、一般個人住宅(庭)に登記は変わるが畑を継続して実施するため、雨水や土砂について問題はない旨述べた。</p>

4番委員	番号2については現地を確認し、北側と東側にコンクリート壁を施工し、土砂の流出を防止する計画であり、雨水や生活雑排水についてもしっかりと計画とおり施工されれば問題はない旨述べた。
3番委員	番号3については現地を確認し、露天駐車場として届出が出ているが他に駐車場があるので少し転用理由に疑問が残るが計画とおり施工していただければ土砂等の流出の問題はない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見を諮った。 (意見等なし)
議長	報告第3号について、原案のとおりとすることに異議がないか諮った。 (異議なし)
議長	報告第3号については原案のとおりとし、以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了し、令和3年度第5回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和3年 6月 7日

議長	岩	田	壽
委員	後	藤	清
委員	松	原	克雄